

## 〇〇県（市町村・圏域）居住支援協議会会則（例）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇県（市町村・圏域）居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、〇〇県（市町村・圏域）における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、〇〇県（〇〇市町村）内に置く。

## 第2章 組織

（総会）

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- 三 常任評議会の推薦に基づき、本会の会長、副会長、会計及び監事を選任すること。
- 四 常任評議会の委員を選任すること。
- 五 会則の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

（常任評議会）

第7条 常任評議会の委員は、総会において選任し、委員長及び副委員長は、常任評議会の委員の互選により選任する。

2 常任評議会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

- 一 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
  - 二 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。
  - 三 評議決定した事項を会員に周知すること。
  - 四 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
  - 五 専門の事項について協議するため必要に応じ部会を設置すること。
  - 六 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 3 常任評議会の委員の定数は、〇〇人以内とする。

### 第3章 役員

#### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 若干名
  - 三 会計 1名
  - 四 監事 2名
  - 五 常任評議会委員長 1名
  - 六 常任評議会副委員長 1名
  - 七 部会長 若干名
  - 八 副部会長 若干名
- 2 会長及び副会長は、常任評議会及び部会の役員を兼務できる。
- 3 必要に応じて常任評議会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 四 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 五 常任評議会委員長は、常任評議会を招集して議長となる。
- 六 常任評議会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 七 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- 八 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、〇年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。ただし、〇年を超えることはできない。

### 第4章 会議

#### (会議の招集)

第11条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第12条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

## 第5章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第6章 その他

(秘密の厳守)

第17条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、常任評議会で定める。

## 附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分         | 会 員 |
|-------------|-----|
| 宅地建物取引業者    |     |
| 賃貸住宅事業者     |     |
| 居住支援団体      |     |
| 県（市町村）内関係課等 |     |